

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年3月14日 15時02分ごろ
発生場所	香川県高松市庵治漁港沖 庵治漁港一文字防波堤北灯台から真方位001°80m付近 (概位 北緯34°23.3′ 東経134°07.3′)
事故の概要	漁船新栄丸は、南西進中、また、漁船清潮丸は、西進中、清潮丸が右転した際、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月18日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 新栄丸、4.9トン KA3-25855（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 清潮丸、4.9トン KA3-22858（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船首部外板に亀裂 B 右舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、庵治漁港沖の漁場に向け、主機を後進として同漁港を離れた。 船長Aは、岸壁から離れたので主機を前進とした頃、左舷船尾方に庵治漁港の港口に向かうB船を視認したのち、B船が同港口を先に通過して港外に出ると思った。 A船は、庵治漁港の内側にある第2防波堤（以下「本件防波堤」という。）の北側を通過した後、約7ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進中、B船が同港口付近で突然右転し、船長Aが衝突の危険を感じて主機を中立運転とし、続いて後進としたが、B船と衝突した。 船長Aは、本事故時、汽笛を吹鳴していなかった。 船長Aは、漁場で操業して入港した後、海上保安庁に本事故の発生を通報し、病院で診察を受けて、頸椎捻挫と診断された。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、香川県小豆島地蔵崎沖の漁場に向け、主機を後進として庵治漁港の岸壁を離れた。

	<p>船長Bは、岸壁から離れたので主機を前進とした頃、A船を右舷正横やや後方に視認し、B船を避けてくれると思った。</p> <p>B船は、本件防波堤の南側を通過した後、約7knの速力で西進中、船長Bが同港の港口付近で漁場に向けて右舵を取ったところ、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、本事故時、汽笛を吹鳴していなかった。</p> <p>B船は、本事故後、航行に支障がなかったため、漁場に向かい、操業中に海上保安庁から庵治漁港に戻るよう指示を受け、同港に入港した。</p>
分析	<p>A船は、庵治漁港内を南西進中、港口付近において、船長Aが、B船が先行して港口を出るものと思い、B船と十分な船間距離をとっていなかったことから、右転したB船を避けることができず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、庵治漁港内を西進中、港口付近において、船長Bが、右舷正横後方から接近するA船を認めた際、A船がB船を避けると思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船尾方から接近を続けるA船に気付かずに右舵を取り、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、庵治漁港内において、A船が南西進中、B船が西進中、船長Aが、B船が先行して港口を出るものと思い、B船と十分な船間距離をとっておらず、また、船長Bが、A船がB船を避けると思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったため、B船が右転した際、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の収れんする港口付近においては、他の出航船がある場合、継続的な見張りを行うとともに、十分な船間距離をとり、安全な速力で航行すること。また、急な針路変更等は行わないこと。 ・衝突事故が発生した際は、自船及び相手船の負傷者の有無、船体損傷状況等を確認し、速やかに海上保安庁へ連絡すること。